

65歳になった人の保険料の納め方

40歳から64歳までの納め方

介護保険料は、加入する医療保険の保険料の中に含まれます。

65歳になった月（65歳の誕生日の前日の月）の前月までの介護保険料（介護分）を納めることとなります。

保険料の算定方法は、医療保険者によって異なります。

医療保険の保険料の金額や支払方法等詳しくは、各医療保険者へお問い合わせください。

国民健康保険などの場合、あらかじめ65歳になった月（65歳の誕生日の前日の月）の前月までの介護保険料（介護分）を年度で分割して賦課しているため、65歳になった年度の3月までは、65歳前までの介護保険料（介護分）を納めることとなります。よって、三重払いにはなりません。

65歳になったら、全員 **自主納付** で納める

65歳になった月（65歳の誕生日の前日の月）の翌月に区役所から郵送される納付書で介護保険料を納めます。

（金融機関で一度手続きをすれば、安心・便利で確実な口座振替が利用できます。）

65歳になった月（65歳の誕生日の前日の月）からの介護保険料を納めます。

例えば、7月1日生まれの人は6月分から、7月2日生まれの人は7月分から納めます。



おおむね **半年** から **1年後**、**年金天引き** が開始される

自動的に年金天引き（特別徴収）が開始されます。

（口座振替の方も自動的に年金天引きに切り替わります。）

法律に基づき、年金の年額が18万円以上の人、年金天引きにより介護保険料を徴収します。年金未受給の人、老齢福祉年金のみ受給の人、年金の年額が18万円未満の人などは、引き続き納付書や口座振替等による自主納付となります。

特別徴収の開始予定は、下表のとおりです。

対象年金受給中に第1号被保険者の資格を取得した人 下記誕生日別に右記のとおり	特別徴収開始予定	第1号被保険者の資格を取得した後に対象年金の受給を開始した人 下記年金裁定月別に左記のとおり
4月3日～10月2日	翌年度 4月	4月～ 9月
10月3日～12月2日	翌年度 6月	10月～11月
12月3日～ 2月2日	翌年度 8月	12月～ 1月
2月3日～ 4月2日	翌年度10月	2月～ 3月

※ 特別徴収を開始する場合は、開始月の少なくとも2ヶ月前には通知します。